

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する
条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成26年5月19日

大阪市会議長 木下吉信様

提出者

坂井良和	大内啓治	美延映夫
河崎大樹	守島正	吉村洋文
丹野壮治	今井アツシ	辻淳子
広田和美	ホンダリエ	藤田あきら
改発康秀	東貴之	木下誠
角谷庄一	木下一馬	井戸正利
片山一步	田辺信広	岡崎太
出雲輝英	大橋一隆	村上栄二
杉村幸太郎	梅園周	伊藤良夏
市位謙太	飯田哲史	村上満由

(別 紙)

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する
条例の一部を改正する条例

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例（昭和26年
大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「86人」を「77人」に改める。

第2条の表を次のように改める。

選挙区	議員数
北 区	3 人
都 島 区	3 人
福 島 区	2 人
此 花 区	2 人
中 央 区	2 人
西 区	2 人
港 区	2 人
大 正 区	2 人
天 王 寺 区	2 人
浪 速 区	2 人
西 淀 川 区	3 人
淀 川 区	5 人
東 淀 川 区	5 人
東 成 区	2 人
生 野 区	4 人
旭 区	3 人
城 東 区	5 人
鶴 見 区	3 人
阿 倍 野 区	3 人
住 之 江 区	4 人

住 吉 区	5 人
東 住 吉 区	4 人
平 野 区	6 人
西 成 区	3 人

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

説 明

市会議員の定数及び各選挙区選出数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例（抄）

第1条 本市会議員の定数は86人とする。

77人

第2条 各選挙区から選出する議員数は、次のとおりとする。

選挙区	議員数
省	略
港 区	<u>3 人</u> 2 人
大 正 区	<u>3 人</u> 2 人
省	略
東 淀 川 区	<u>6 人</u> 5 人
東 成 区	<u>3 人</u> 2 人
生 野 区	<u>5 人</u> 4 人
省	略
阿 倍 野 区	<u>4 人</u> 3 人
省	略
東 住 吉 区	<u>5 人</u> 4 人
省	略
西 成 区	<u>5 人</u> 3 人